

青森市建物清掃等業務低入札価格調査制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が競争入札の方法により建物清掃等業務の委託契約を締結しようとする場合における低入札価格調査制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「低入札価格調査制度」とは、競争入札の方法により建物清掃等業務の委託契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「相手方となるべき者」という。)の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときに、必要な調査を行い、当該調査の結果に基づき落札者を決定する制度をいう。

(対象となる入札)

第3条 低入札価格調査制度は、総合評価落札方式により入札を行う建物清掃等業務の委託契約に係る競争入札に適用する。

(調査基準価格)

第4条 建物清掃等業務の委託契約に係る競争入札において、相手方となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者の申込みに係る価格が予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(当該額に、それぞれ1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合算額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率及びその税率に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た率を合算した率に1を加えた率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。この場合において、その額が、設計金額に100分の80を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。)に満たない場合にあっては当該設計金額に100分の80を乗じて得た額とする。

- (1) 日常清掃業務等に係る人件費の額に100分の85を乗じて得た額
- (2) 日常清掃業務等に係る諸経費の額に100分の85を乗じて得た額
- (3) 日常清掃業務等に係る管理費の額に100分の55を乗じて得た額
- (4) 定期・特別清掃業務に係る経費の額に100分の70を乗じて得た額

(調査基準価格の記載)

第5条 市長は、低入札価格調査制度の対象となる入札(以下「対象となる入札」という。)を行うときは、予定価格を記載する書面に併せて調査基準価格を記載するものとする。

(内訳書の提出)

第6条 対象となる入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書(以下「内訳書」という。)を提出しなければならない。

2 内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない内訳書を提出した者がした入札は、無効とする。

(入札参加者への周知)

第7条 市長は、対象となる入札を行うときは、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知する。

- (1) 当該入札は低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合（総合評価競争入札において評価値が最も高い者の入札価格が調査基準価格以上である場合を除く。以下同じ。）は、落札者の決定を保留し、その入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日落札者を決定したときは、速やかに落札者に通知すること。
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、最低の価格をもって申込みした者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならないこと。
- (5) 内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない内訳書を提出した者がした入札は、無効とすること。
- (6) 第9条に規定する数値的判断基準を満たさない入札を行った者は、失格とすること。

（入札の執行）

第8条 対象となる入札に係る契約担当者（青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号）第2条に規定する契約担当者をいう。以下「契約担当者」という。）は、入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、落札者の決定を保留し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により後日落札者を決定する旨を告げて、当該入札を終了する。ただし、次条第3項の規定により落札者を決定した場合は、この限りでない。

（数値的判断基準による判定）

第9条 契約担当者は、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が予定価格算出の基礎となった各費目について、次に掲げる額（当該額に、それぞれ1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれかを満たさないときは、当該入札者を失格と判定するものとする。

- (1) 日常清掃業務等に係る人件費の額に100分の85を乗じて得た額
- (2) 日常清掃業務等に係る諸経費の額に100分の85を乗じて得た額
- (3) 日常清掃業務等に係る管理費の額に100分の30を乗じて得た額
- (4) 定期・特別清掃業務に係る経費の額に100分の60を乗じて得た額

2 契約担当者は、前項の規定による判定を行った場合は、当該判定により失格とならなかった者のうち最低の価格をもって申込みをした者を低入札価格調査対象者（以下「調査対象者」という。）と決定するものとする。

3 契約担当者は、前2項の規定による判定を行った場合において、当該判定の対象となった全ての者が失格となったときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した者を落札者と決定するものとする。

（調査の実施）

第10条 対象となる入札に係る担当課長（以下「担当課長」という。）は、前条第2項の規定により調査対象者が決定された場合は、当該調査対象者に対し、調査に必要な資料の提出を求めるとともに、適宜事情聴取を行い、調査を実施するものとする。

（調査結果の報告）

第11条 担当課長は、前条の調査を終えたときは、低入札価格調査書（様式第1号）により、速やかに対象となる入札に係る担当部長（以下「担当部長」という。）に報告する。ただし、担当部長に事故のあるとき、又は不在のときは、対象となる入札に係る担当次長に報告するものとする。

（審査及び審査結果の通知）

第12条 担当部長は、担当課長から調査の報告を受けたときは、当該調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査する。

（落札者の決定）

第13条 担当部長は、前条の審査結果が当該調査対象者を落札者とすることが適当と判断したものであったときは、当該調査対象者を落札者と決定し、不適当と判断したものであったときは、当該調査対象者を失格とした上で、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した者（第9条第1項の規定により失格と判断された者を除く。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

2 前項の次順位者が調査基準価格に満たない入札者であった場合には、前3条及び同項の規定の例により落札者を決定する。

（落札者への通知）

第14条 担当部長は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するものとする。

（適正な業務履行の確保）

第15条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合においては、適正な業務の履行を確保するため次に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

(1) 作業計画書の内容に係るヒアリング

監督職員（青森市財務規則第138条に規定する監督職員をいう。以下同じ。）は、受託者に対して、業務履行前に委託業務を完了するために必要な手順や資機材等を記載した作業計画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

(2) 委託業務に従事する作業員の名簿の提出及びその内容のヒアリング

監督職員は、受託者に対して、業務を履行するための再委託契約を締結した場合にあっては、再委託代金の額にかかわらず、委託業務に従事する作業員の名簿の提出を求め、必要に応じて受託者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 入念な監督業務の実施

監督職員は、当該業務に係る監督業務において段階確認、履行の検査を入念に行うものとする。この場合において、あらかじめ提出された作業計画書及び委託業務に従事する作業員の名簿の記載内容に沿った履行が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の履行がそれらの記載内容と異なるときは、その理由を受託者から詳細に聴くものとする。

(4) 入念な検査の実施

検査職員（青森市財務規則第138条に規定する検査職員をいう。）は、特に入念な検査を実施するものとする。

(5) その他適正な履行の確保のため必要な措置

（特約条項）

第16条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合は、別記特約条項を加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和2年12月24日から実施する。

別記（第16条関係）

特約条項

(契約の保証)

第1条 契約書第○条第○項中「100分の10以上」とあるのは「100分の30以上」とする。

(違約金)

第2条 契約書第○条第○項中「100分の10」とあるのは「100分の30」とする。